

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	4 - 304
処分の種類	違法行為更正、損害予防施設命令			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第33条			
処分の概要	竣工認可後の告示後の違法行為に対する更正、損害予防施設の命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (事例が少なく法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	—			